

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金に関するQ&A（高齢者施設分）

【令和7年8月1日時点】

Q1：申請は事業所ごとに行うのか。

A1：対象となる事業所分をまとめて法人等が申請してください。

Q2：対象となる事業所は。

A2：以下の要件を全て満たす事業所が対象となります。

- ① 富山市に所在していること。
- ② 令和7年7月1日時点において指定を受けており、現に営業を行っていること。
- ③ 補助金申請時点において休止・廃止をしていないこと。なお、指定管理の対象となっている事業所は対象外となります。

Q3：令和7年7月2日以降に開業した施設は対象となるか。

A3：令和7年7月1日を基準日としているため、対象外となります。

Q4：令和7年7月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。

A4：支援金を申請する時点において、廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。

Q5：施設・サービスを廃止することが決まっているが、対象となるか。

A5：本支援金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など、今後サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。

Q6：令和7年7月1日時点でサービスの一部を休止しているが、定員の考え方はどうなるのか。

A6：令和7年7月1日時点で受け入れを行っていない定員については、その分は対象とならないため、除外して申請してください。

Q7：富山県より同様の趣旨の支援金の交付を受けた（受ける予定だ）が、市の支援金は申請することができるか。

A7：申請することができます。

Q 8：申請書類の提出方法は。

A 8：郵送又は窓口にて提出してください。

Q 9：申請期限はいつまでか。

A 9：令和 7 年 9 月 3 0 日（火）必着です。

Q10：申請書類提出後に、対象事業所の記入漏れがあったことが分かった場合、再度申請することはできるか。

A10：申請できるのは 1 回のみであり、原則、再度の申請はできません。そのため、記入漏れがないよう十分にご確認のうえ申請してください。ただし、やむを得ない事情がある場合には、長寿福祉課にご相談ください。